

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年3月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200606号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200146号

第1 結論

- 1 請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年7月31日から昭和45年4月30日に訂正し、昭和44年7月から同年10月までの標準報酬月額を6万円、同年11月から昭和45年3月までの標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和44年7月31日から昭和45年4月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和41年11月1日から昭和42年4月1日まで
② 昭和44年7月31日から昭和45年9月1日まで

私の父(訂正請求記録の対象者)が、B社に勤務していた請求期間①の厚生年金保険の加入記録がない。また、A社に勤務していた期間のうち、請求期間②の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②のうち、昭和44年7月31日から昭和45年4月30日までの期間について、A社に係る商業登記簿謄本及び同社で厚生年金保険の加入記録がある同僚の回答により、訂正請求記録の対象者が、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和45年4月30日付けで、昭

和 44 年 7 月 31 日に遡って厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされていると認められる上、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日についても、同日に遡って記録されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和 44 年 7 月 31 日から昭和 45 年 4 月 30 日までの期間において、法人事業所であり、当時の厚生年金保険法では、常時 5 人以上の従業員を使用する法人事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当するとされているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者と同様に、昭和 44 年 7 月 31 日に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が 5 人以上確認できる上、雇用保険の加入記録により、当該期間に継続して勤務していたことが確認できることから、同社は、適用事業所としての 5 人以上の被保険者要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、A社で厚生年金保険の加入記録がある同僚の一人は、同社の経営状態が悪化していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者について、昭和 44 年 7 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、訂正請求記録の対象者の資格喪失年月日は、当該喪失処理が行われた昭和 45 年 4 月 30 日とすることが必要である。

また、昭和 44 年 7 月から昭和 45 年 3 月までの標準報酬月額については、昭和 44 年 6 月及び取り消された同年 10 月の厚生年金保険の記録から、昭和 44 年 7 月から同年 10 月までは 6 万円、同年 11 月から昭和 45 年 3 月までは 9 万 2,000 円とすることが必要である。

2 請求期間②のうち、昭和 45 年 4 月 30 日から同年 9 月 1 日までの期間について、A社に係る商業登記簿謄本により、訂正請求記録の対象者は、同社の取締役であることが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は既に亡くなっており、訂正請求記録の対象者の昭和 45 年 4 月 30 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者のA社に係る給与明細書を保有しておらず、ほかに当該期間に係る給与明細書を保有している者はいない。

このほか、訂正請求記録の対象者の昭和 45 年 4 月 30 日から同年 9 月 1 日までの期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②のうち、昭和 45 年 4 月 30 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 請求期間①について、B社において、年金記録が確認できる訂正請求記録の対象者の子(男)の陳述により、期間は特定できないものの、訂正請求記録の対象者が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和42年3月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間①当時の事業主も既に亡くなっていることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者のB社に係る給与明細書を保有しておらず、同社で厚生年金保険の加入記録がある者のうち、照会可能な二人に訂正請求記録の対象者の勤務状況等について照会したところ、二人とも訂正請求記録の対象者を知らないと回答している。

さらに、訂正請求記録の対象者の子（男）は、請求期間①の前に勤務していたC社が倒産する直前に、氏名は不明であるが、同社の社員の一部（10名位）とともに、訂正請求記録の対象者がB社へ移ったと陳述しているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間①に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している者がいないことから、訂正請求記録の対象者の勤務状況について照会することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200642号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200039号

第1 結論

昭和58年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年*月から昭和61年3月まで

国民年金保険料の納付書は郵送で届いていたが、支払をしていなかったところ、A県B市Cに居住していたとき(昭和61年5月から平成6年1月まで)に、未納分があることの通知と相談会を開催する旨の案内が郵送されてきた。会場は近所のB市役所D出張所が設けた面談場所で、未納額については事前に分かっていたので、現金20万円前後を準備して行き、その場で全額を支払った。領収書等は手元にないので、支払った分がどの期間かについては覚えていないが、未納期間はすべて解消しているという認識であるので、調査の上、請求期間を納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されるとともに、国民年金保険料の納付書が作成されることとなる。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄によると、「B市」のゴム印が押印され、国民年金被保険者となった日が「昭和58年*月*日」、国民年金被保険者でなくなった日が「昭和59年9月*日」と記載されているものの、オンライン記録によると、いずれの記録も「昭和61年10月15日」に入力処理が行われていると確認できる上、当該年金手帳に記載されている国民年金番号「*」の前後の任意加入被保険者に係る資格取得日の入力処理が、昭和61年10月14日及び同年10月15日であることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年10月頃に初めて行われたことが推認でき、当該加入手続時点において、請求期間のうち、昭和58年*月から昭和59年6月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、上述のとおり、請求者に対して国民年金保険料の納付書が作成されるのは昭和61年

10月以降であるところ、請求者は、国民年金保険料の納付書が郵送で届いていたものの支払をしていなかった旨、未納分があることの通知案内を受けてから納付した旨陳述していることから、請求期間のうち、昭和59年7月及び同年8月の国民年金保険料は、請求者が面談場所で納付したとする時点においては時効により納付することができなかったと考えられる。

さらに、請求期間のうち昭和59年9月から昭和61年3月までの期間について、戸籍謄本及びオンライン記録によると、請求者は昭和59年9月に厚生年金保険の被保険者である者と婚姻していることが確認できるところ、昭和61年3月以前においては、被用者年金各法の被保険者の配偶者は、本人の申出により国民年金の任意加入被保険者となることはできたものの、任意加入被保険者の資格取得年月日はその申出日とされており、遡って国民年金の被保険者となることはできない上、上記年金手帳の国民年金の記録(1)欄には、再び国民年金被保険者となった日は「昭和61年4月1日」と記載され、「B市」のゴム印が押印されている。したがって、昭和59年9月から昭和61年3月までの期間については、制度上、上記加入手続時点(昭和61年10月頃)において、国民年金の被保険者となることはできず、国民年金保険料を遡って納付することはできない。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる請求者に係る氏名検索を行ったものの、上記年金手帳に記載されている国民年金番号とは別の番号が請求者に対して払い出されたことを確認することができない。

なお、B市は、請求者が同市において国民年金の加入手続を行ったことが確認できる資料及び国民年金保険料の納付状況が確認できる資料はないと回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。